




名古屋市動物の愛護及び 管理に関する条例が改正されました

〈令和2年4月1日改正〉

名古屋市は
“人とペットの共生するまち・なごや”
を目指します！



-  動物を飼う方に守っていただく義務が強化されました
-  多数の犬猫を飼う方は届出が必要になります (令和2年10月～)
-  人とペットの共生に向けた取り組みを進めます

「目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金」受付中

寄附のお申し出は名古屋市動物愛護センターまで

電話番号 052-762-0380

詳しくは
裏面を
ご覧ください



🐾 🐾 🐾 🐾 🐾 条例改正のポイント 🐾 🐾 🐾 🐾 🐾

動物を飼う方に守っていただく義務が強化されました

🐾 取り組むよう、努めていただきたいこと

- 周囲に迷惑をかけないように、犬にしつけをする
- 猫は室内で飼う
- 万が一飼えなくなったときは、新たな飼主に譲渡する



🐾 必ず守っていただきたいこと

- ペットは適切な管理ができる数にする
- 散歩中の犬のフンをすぐに回収する



令和2年10月1日から多数の犬猫を飼う方は届出が必要になります

🐾 届出対象頭数

- 犬を10頭以上
- 猫を10頭以上
- 犬猫合わせて10頭以上

※生後90日以内の子犬・子猫は含みません

※第1種・第2種動物取扱業者は届け出る必要がありません

🐾 届出先

- お住まいの区の保健センター

※届出を行わない場合、5万円の過料の対象となる場合があります

※届出後、市が開催する講習会を受講して下さい



人とペットの共生に向けた取り組みを進めます

🐾 市民のみなさまに、守っていただきたいこと

のら猫の世話をするときには周辺の清掃、避妊去勢手術の実施など
周辺に迷惑がかからないようにする



🐾 本市が行うこと

- ・ 地域猫対策を推進するため、避妊去勢手術の支援や適切なエサやりなどについて助言する
- ・ 動物愛護センターに収容した犬猫について、殺処分ゼロを目指して譲渡に努める



発行・お問合せ

名古屋市健康福祉局健康部食品衛生課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話番号 052-972-2649 ファックス 052-955-6225

電子メール a2649@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

詳しくは

名古屋市 動物愛護条例

検索

発行年月 令和2年4月